

Ⅱ 現役並所得者の患者負担の見直し等（平成18年  
10月施行関係）

## Ⅱ 現役並所得者の患者負担の見直し等（平成18年10月施行関係）

### 1. 高額療養費の自己負担限度額の見直し

- 賞与を含む報酬総額に見合った水準となるよう、引き上げる。  
ただし、低所得者（低所得Ⅱ、Ⅰ）については据え置く。

#### <70歳以上の自己負担限度額>

	(外来)	(世帯)		(外来)	(世帯)
現役並所得者	<u>40,200円</u>	<u>72,300円</u> +1%	→	<u>44,400円</u>	<u>80,100円</u> +1%
		(多数該当40,200円)			(多数該当44,400円)
一 一般	12,000円	<u>40,200円</u>	→	12,000円	<u>44,400円</u>
					[据え置き]

### 2. 療養病床に入院する70歳以上の高齢者に係る食費・居住費の負担

- 療養病床に入院する70歳以上の高齢者について、
  - ・ 食費について、食材料費及び調理コスト相当を負担（月額4.2万円）
  - ・ 居住費について、光熱水費相当を負担（月額1.0万円）
- 低所得者については、所得の状況に応じて、負担の軽減を図る。
  - ・ 低所得Ⅱ（住民税非課税世帯） 月額3.0万円
  - ・ 低所得Ⅰ②（年金受給額80万円以下等） 月額2.2万円
  - ・ 低所得Ⅰ①（老齢福祉年金受給者） 月額1.0万円

※ 額は、食費・居住費を合わせた額。

※ 老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置（18年8月～20年7月）の対象者の負担額は、次のとおり。

18年8月～9月	2.0万円（低所得Ⅱ）
18年10月～20年7月	3.0万円（見直し後の低所得Ⅱ）
20年8月～	5.2万円（一般）

(老齢福祉年金受給者)

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| 18年8月～9月     | 1. 0万円(低所得Ⅰ)       |
| 18年10月～20年7月 | 2. 2万円(見直し後の低所得Ⅰ②) |
| 20年8月～       | 5. 2万円(一般)         |

○ 負担額が現行水準にとどまる患者

入院医療の必要性の高い状態(人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する者や脊髄損傷(四肢麻痺が見られる状態)、難病等)が継続する患者等については、現行どおり、食材料費のみを負担することとする。

<限度額適用・標準負担額減額認定証の表記>

現行の低所得Ⅰの対象者については、新たに、低所得Ⅰと低所得Ⅱの2つに区分されることとなることから、限度額適用・標準負担額減額認定証の「適用区分」欄について、次のように表記する。

- ・ 低所得Ⅰ②(年金受給額80万円以下等) → 「区分Ⅰ」
- ・ 低所得Ⅰ①(老齢福祉年金受給者) → 「区分Ⅰ(老福)」